

震災廃棄物対策と環境影響防止に関する緊急提言

平成 23 年 4 月 5 日

日本学術会議東日本大震災対策委員会

東日本大震災による震災廃棄物は、広域かつ膨大であり、過去の経験や知見を基にした対応方法では通用しない。緊急作業を妨げない配慮を行いつつ、また既存法規の理念を尊重しながらも、大胆な構想の下に震災廃棄物処理と環境影響を最小限にするための基本方針を策定し、産官学民一体となったオールジャパンでの対応が必要である。日本学術会議は、基本的考え方として、以下の 4 点を緊急提言する。

1. 公衆衛生の確保や有害廃棄物対応を念頭におき、緊急の処理・処分を行うこと。
腐敗物への対応を優先し、市中と往来から速やかに排除、もしくは腐敗を遅らせる措置（石灰散布など）をとる。有害廃棄物（医療系廃棄物、アスベスト、PCB 等）の所在を確認し、それぞれの適正処理に努める。緊急度に応じて、し尿処理施設等への投入、現地焼却（プラスチックが混入するものや海水に浸ったものは除く）、環境水での洗浄、水産資源などの限定的な海洋投棄などの方法を、関連法令に留意し、衛生環境を確保しながら行う。
2. 水環境に配慮した暫定集積場所を定め、一定の分別を行うこと。
廃棄物集積地を早急に決め、腐敗物（底泥等で汚れたものも含む）、可燃物、不燃物、瓦礫、有害廃棄物を混ぜない。津波に伴う大量の汚泥発生が見られているが、性状が不明の廃棄物については暫定保管の上で、適正処理を進める必要がある。大きな堆積物の山を作らないことにより火災等を防ぐとともに、水質・土壌・地下水汚染を引き起こさないように留意する。
3. 復旧・復興における資源活用につながるリサイクルを視野に入れること。
震災廃棄物の中には、コンクリートがらや土砂、金属類（廃自動車を含む）、木屑など、復旧・復興に有用なリサイクル資源が含まれている。コンクリートがらなどの重量物は地域の復旧・復興に活用する形でリサイクルを行い、木屑は火力発電所等での活用など化石資源を代替する形での広域的なリサイクルを行うなど、今後の復旧・復興の姿を描いた上で、処理計画を策定することが望ましい。
4. 震災廃棄物リサイクルへの地域雇用と広域連携を推進すること。
二次集積場所の選定や分別等の方法について具体化するとともに、災害廃棄物処理の実施が地域の雇用（国際的には、Cash for Work として推奨されている）に繋がるように配慮することが望ましい。このような処理計画のスムーズな実施には、地域規模・全国規模での連携が重要であり、そのために関係者の支援・連携が望まれる。